

平成17年上島町議会第2回定例会が、平成17年6月8日に招集され、「専決処分を求めることについて」など、18議案が提案されました。
この日の本会議では、4議案の審議が行われ、休会に入りました。
6月23日に再開された継続本会議は、はじめに上村町長から諸般の行政報告があり、14議案が審議され、第2回定例会は閉会しました。
なお、上村町長の諸般の行政報告及び各議案の主な内容、議決結果は次のとおりです。

上村町長 諸般の行政報告

天気予報の梅雨入り宣言にもかかわらず、雨の気配もなく今後の水不足が懸念される中で、世間では衣替えの季節に合わせ、「クール・ビズ」という聞きなれない言葉が、流行語となろうとしております。

まずはじめに、この度、上島町議会を代表する田窪議長が、愛媛県町村議長会会長ならびに四国地区町村議長会会長に御就任されましたことに對し、心からお祝いを申し上げます。

今後は、上島町議会のみならず愛媛県町村議会を代表し、今まで培われた議会活動の成果を存分に発揮され、愛媛県発展の為、ご活躍されまことを祈念申し上げます。

さて、今回の新合併特例法が施行された平成11年4月1日以前には、日本全国で3,232あった市町村が、本年度末において1,822になろうとしております。

愛媛県においても、新合併特例法施行時に70を数えた市町村が、本年8月1日をもって11市9町、合わせて20市町になる予定です。

上島町が誕生し、新たな体制による歩みも、早9ヶ月という距離を通過し、行政運営各方面における町民皆様の温かいご協力に心から感謝しているところであります。

しかしまた、合併協定書における調整事項等、4町村合併において生じる様々な問題が山積しているのも新町の現状です。

私は、今後どんな困難があろうとも、上島町民の最大公約・最大利益を基本に置き、その信念に沿って全力を尽すことが、正しい道を歩み続けることであると考えておりますので、議会ならびに町民の皆様におかれましては、今まで以上のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

前回の定例会で披露した職員削減案につきましては、新聞報道にもありましたように、新年度スタート時

点において、上島町の職員削減率は愛媛県の中で2番目であり、市町村合併の主旨を十分に反映した、財源不足に対する適切な対応ではないかと考えております。

今後は「行政改革推進のための新たな指針」に基づき、定員管理適正化計画を含む「集中改革プラン」を策定し、職員数の数値目標を本年度中に示すことになっていきますので、業務の民間委託による経費節減をはじめ、財源の増加が見込めない場合は、特別職給与カットはもろろんのこと、アウトソーシングの活用、各種手当の見直しを行い、二宮金次郎の「入るを量りて出ずるを制す」という言葉に沿った対応を図りたいと考えております。

「入るを増加させ、雇用を増やす」施策につきましては、現在大きな課題として、岩城地区を中心とした「上島町岩城地区造船振興計画」を進めているところであります。

造船業界を中核とした商工業振興につきましましては、設備投資あるいは技術開発において、今年が一番大切な時期に当たります。

この課題は、本年における上島町の重点項目として捉え、商工業のみならず、関連する農業・水産業分野の発展につなげなければならぬ施策でございますので、町議会をはじめ町民の皆様、関係各団体のご高配を賜り、更なるご協力をいただきますようお願い申し上げます。
旧町村時代よりの引継ぎ事項であ

り、議会においても質問等がございました生名地区「海光園」の大規模改修及び拡張工事につきましては、先般の全員協議会でも報告致しましたが、5月10日の時点で市町村交付金、前年度言う国庫補助金の対象外になったとの連絡が、県庁担当課からありました。

現在、その報を受けた時点から、新築に向けての諸手続きを始めており、入所者の定員増を含め慎重且つ迅速に対応したいと考えております。

住宅施設整備につきましては、弓削地区緑ヶ丘の起工式が6月16日に挙行され、平成18年2月末の完成に向けて槌音が響きはじめたところであり、生名地区公営住宅においては、7月頃解体の後、8月に起工式が予定されております。

生名教員住宅は、3月定例議会において8戸分には補助金が付き、2戸分は町単独予算において建築するとの説明を行いました。その後、県に對し補助事業採択に向けての粘り強い協議の結果、10戸全てに補助金がつくことになりました。

情報通信分野におきましては、2001年「IT基本法」によるe-japan戦略として、今後5年以内に世界最先端のIT国家を確立するため、全閣僚を挙げて取り組まれてまいりました。

その結果、日本全体を捉えると2005年の時点において「安くて、早い」世界一のネット環境が実現さ

れました。

今後は「ユビキタスネット」を含めた、ICT社会の実現へ向けた中期ビジョンが必要であり、上島町においてもCATVを核としたICT政策に取り組みなければならぬと考えております。

3月定例議会の所信表明で申し述べましたように、平成17年度予算は各支所の予算要望を最大限尊重した結果、11億円もの財源不足が生じており、今後は今以上に経費の節減、補助金の全面見直しなど、正面から行財政改革に取り組み、健全財政の維持に努めなければなりません。その一環として町長交際費も旧町村時代の約6分の1に切り詰めておりますので、各地域各団体が開催する総会等の出席時において、今までのような交際費出費ができないことをご理解いただきたいと思います。

寒い2月から町民の皆様には足を運んでいただいた、「まちづくり懇談会」も、一通り町内全域を網羅いたしました。

各地域の問題点、要望事項等におきましては、文書により回答させていただきますましたが、まだまだ不十分な点もございます。今後とも住民皆様の声に耳を傾け、直接現場に足を運ぶことにより、適切な対応を行いたいと考えております。

その中で特に、生名地区公営渡船、因島側車両待機所につきましては、上島町担当者の迅速な行動と、因島

市村上市長をはじめ因島市議会のご理解・ご協力により、弓削方面行きと生名方面行きの車両待機ゾーンを分ける対策が進んでおります。

今後は生名橋あるいは岩城橋架橋に向けて、抜本的な解決策を図らなければならず、その対策についても因島側とも十分に協議を重ねていく準備を整えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

各議案の主な内容及び議決結果

専決処分議案

■専決処分の承認を求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）が平成17年3月25日に公布されたことに伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する暇がなかったので専決処分したものを。

—承認—

契約議案

■工事請負契約の締結について（2議案）

●上島町弓削公営住宅建設工事

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 6億1,425万円

【契約の相手方】

松山市千舟町4丁目4番地3

五洋建設(株)四国支店

常務執行役員支店長 綾田巖

—可決—

●恵生公営住宅建替工事（第1期）

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 1億447.5万円

【契約の相手方】

今治市喜田村4丁目10番25号

(株)大旺 代表取締役 越智功志

—可決—

■物品売買契約の締結について

●自動送出装置 1式（CATV用）

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 892.5万円

【契約の相手方】

今治市南大門町1丁目1番地の15

四国通建(株) 代表取締役 阿部健

—可決—

条例改正議案

■上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、関係規定を改正したもの。

—原案可決—

■上島町公民館条例の一部を改正する条例

町村合併したことに伴い、公民館の使用料を統一したもの。

—原案可決—

補正予算議案

■平成17年度上島町一般会計及び特別会計（5会計）補正予算（6議案）

歳入歳出の補正額及び予算総額は次表のとおりです。

—原案可決—

その他議案

■上島町営土地改良事業の施行について

【工事施行地区】 岩城船越地区

【施行年度】 平成17年度

【事業費】 900万円

【工事計画】 県単独補助土地改良事業（かんがい排水路 L1180m）

【施行方法】 請負施行

—原案可決—

■上島町道路線の廃止について

恵生公営住宅整備上必要が生じたので、道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を廃止するもの。

【路線番号】 96

【路線名】 恵生8号線

【起点】 上島町生名3744番地先

【終点】 上島町生名3741番地先

【重要な経過地】 恵生公営住宅C団地内

—可決—

一般会計 (第1号)	補正額	2億1,700万円
	総額	61億4,300万円
国民健康保険 (第1号)	補正額	科目変更のみ
	総額	総額の補正はなし
老人保健 (第1号)	補正額	450万円
	総額	14億3,950万円
簡易水道 (第1号)	補正額	科目変更のみ
	総額	総額の補正はなし
CATV (第1号)	補正額	440万円
	総額	8,240万円
介護サービス (第1号)	補正額	10万円
	総額	8,240万円

■新たに生じた土地の確認について

■字の区域の変更について
公有水面の埋立てにより、新たに生じた土地を確認し、上島町弓削津の区域内に編入したもの。

新たに生じた土地及び字の区域

土地の所在	字	面積 (㎡)
越智郡上島町弓削沢津1の2、2の2、3の2から3の4まで、4の2から4の4まで、13、14、20から24まで、26から28まで、29の1、29の2、31、32、39、42、46、51から54まで、56から58まで及び89並びに弓削久司浦1121の2、1122の2、1123の2、1124の2、1125の2、1125の3、1126から1129まで、1130の2、1131の2及び1132の2の2の地先	弓削沢津	4,904.11

■上島町過疎地域自立促進計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、上島町過疎地域自立促進計画の後期計画（平成17年度～21年度）を策定したもの。

■辺地に係る総合整備計画の策定について

諸般の状況から、上島町の辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を検討し、辺地に係る総合整備計画を策定したもの。

原案可決

原案可決

原案可決

ご存じですか？『手当制度』

児童扶養手当制度

児童扶養手当制度は、父と生計を同じくしていない下記を支給要件に該当する児童（18歳に到達する日以後、最初の3月31日までのもの、又は20歳未満で概ね中程度以上の障害の状態にあるもの）について、その児童を監護している母、又は母にかわってその児童を養育している方に対して、児童の健やかな成長を願い、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。

但し、児童が、父又は母の死亡によって支給される公的年金を受給していたり、児童福祉施設等に入所している場合は、手当は支給されません。

■支給要件

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父が死亡した児童
- ・ 父が障害の状態にある児童
- ・ 父の生死が明らかでない児童
- ・ 父に1年以上遺棄されている児童
- ・ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ 父母ともに不明である児童

■所得制限

請求者、同居している扶養義務者等の前年（1月から6月までの間に請求する方については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、手当は支給されません。

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当制度は、児童の健やかな成長を願い、20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

■支給要件

- 受給者
 - ①父又は母（主として生計を維持する者）
 - ・ 日本国内に住所を有する。
 - ・ 障害児を監護。
 - ②養育者（父母以外）
 - ・ 障害児と同居・監護・生計維持。
- 障害児
 - ・ 日本国内に住所を有する。
 - ・ 障害を支給事由とする年金を受給していない。
 - ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、別表第3に定める障害の状態にある。
 - ・ 児童福祉施設等に入所措置されていない。
 - ・ 知的障害者入所構成施設等（支援費施設）に入所していない。

■所得制限

手当を請求する方と同居している配偶者及び扶養義務者（手当を請求する方が養育者の時は、生計を維持する扶養義務者）の前年（1月から6月までに請求する方については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、手当は支給されません。

現況届の提出は忘れなく！

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」、「所得状況届」を提出することになっています。これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は、8月初めに送付しますので、提出をお願いします。

【問合せ先】 上島町各総合支所 住民課及び住民福祉課